

## ■小学校 いじめに関する調査報告に対する所見

令和3年4月26日

逗子市長 殿

## 1 学校の対応について

いじめが短期間の中で繰り返されたこと、保護者への事実説明が滞ることにたいし学校への強い不信感があり、「学校にいじめを訴えても何も変わらない」という強い憤りを感じているなか、11月2日の事案に関しても学校からの報告がなかったことに強い不信感をいただいた。9月4日事案でも加害児童保護者へ暴力を振るった事実説明がしっかりと出来ていなかったことを踏まえ、いじめ加害児童保護者へいじめている事実を正確に伝えたいと、加害児童保護者と学校が正確な情報を共有し二度といじめをさせないでほしいとの思いから、11月5日、校長自身からしっかりと事実に基づいた説明を加害児童保護者に報告してほしいことをくれぐれもお願いした。また、加害児童にたいして今後の指導方針を書面で提示してほしいことも重ねてお願いした。

11月10日、担任教諭に加害児童保護者の返答を確認したが、特にコメントが無いとの返答であった。11月17日、■教諭にも加害児童保護者の返答を確認したが、黙り込んでしまい返答がなかった。

加害児童保護者の協力なしでいじめが収まるはずもなく、学校からの指導方針もないなかで、安心して登校できる見込みはなく転校せざるを得ない状況に追い込まれた。加害児童保護者からいじめは二度とさせないとの明確な返答があり、学校もしっかりと見守りをして指導していくということであれば、本人を説得し加害児童と和解させたいと登校を再開できたであろうと思われる。

3月31日に行われた保護者会では報告されていない暴言、暴力があったことを証言してくれた保護者がいた。報告されていないいじめが他に多数あるのではないかと。当該加害児童からのいじめにより休みがちな児童、嫌な思いをしている児童が他にも数人いることも確認した。いじめにより転校に至った事実をクラスメート保護者に公表するまで、学級崩壊している事実を各保護者が知らなかったことに強い違和感を覚えた。

## 2 返子市教育委員会の対応について

調査全般において平成29年3月 文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいた調査事項をこちらが調べて指示しなければ調査が進まない状況には甚だ疲れた。

こちらから要望した「調査方針の説明」を提示までの二カ月間、調査に関しての連絡が一切ないのは被害児童に寄り添った対応と言えるのであろうか。

2月22日に調査途中報告があり9月4日事案に関して、以前に■■■■小学校から提出された報告書と相違点がありこちらとの認識の違いを指摘した。

2月24日には範囲を広げて聞き取りをすとの返答であったが、9月4日事案の第一通報者児童にも聞き取りすらしていない。

被害児童本人への聞き取りも、本人は事実を伝えたいとの希望がある、聞き取りも問題ないと伝えているが一切聞き取りがない。

具体的な調査方法の説明がなく、誰がどの範囲で聞き取りしているのか質問した。

こちらからすると不適切な対応をした当事者である、担任と■■■■教諭を交えて調査をしていることに矛盾を感じる。調査において中立性・公平性に疑問があり、専門性をもった第三者を入れて調査ができないか質問したところ、検討するとのことであったが返答は無い。

2月25日に関係児童保護者へ教育委員会が調査していることを伝えて良いかと質問された。10月23日の事案では傍観者も数名いるとのこと、誤解を招きかねないので2月24日に渡した手紙どおり、全事案に関与している加害児童保護者だけに伝えるよう指示した。3月26日の委員会からの報告のなかで、教育委員会が調査していることを全児童の保護者へこちらの許可なく知らせたと報告を受けた。なぜこのようなことになったのか説明していただきたい。

12月1日からいじめ調査を始め3カ月後の3月3日になってやっと加害児童保護者がいじめていた事実を知った。このような馬鹿げたことがどうして起こり得たのか。

当該対応の不備について説明していただきたい。

返子市教育委員会の調査において中立性・公平性に疑問があり、最終調査報告書では「■■■■小学校いじめ問題」の全容解明にはほど遠い内容であったため、法に基づき事実関係を明確にする調査を行うため、専門性をもった第三者を交えた再調査を改めて要望したが、返子市では「いじめ防止対策基本方針」が策定できていないとの理由で第三者を調査組織には入れることはできないと拒否された。

### 最終調査報告書で明確化されていない課題

- (1) いじめ重大事態に至ってしまった背景や今後の課題。
- (2) 重大事態を発生させてしまった具体的な不適切対応。(校長、担任、■■■■教諭)
- (3) 今後、いじめを重大事態化させないための未然防止策の具体化。
- (4) アンケート調査の詳細な内容。

(5) 教育委員会の時系列での動き。

最終調査報告のなかで欠席日数の違い、誤記もあり信憑性に欠ける。

### 3 その他

最終調査報告を受け、■■■小学校のマネジメント体制の問題が浮き彫りになりました。当該問題も初歩的な連絡や連携、指導がしっかりと出来てさえいれば、重大事案にまでに深刻化されていなかったのではないのでしょうか。

二度と同じような事態を発生させないという観点から、専門性のある第三者の分析が必要だと感じています。

■■■小学校においては早急に「いじめ防止基本方針」6項の改訂または削除をしていただく必要があると思われま

す。逗子市教育委員会においては改めて当該いじめ重大事態への学校、学校設置者の対応を調査し、その調査結果を報告していただくよう求めます。

また、今後予定しているであろう逗子市の「いじめ防止基本方針」の策定を早急におこない、特に学校内の情報の共有や組織的な対応の徹底と、教育委員会が早い段階で対応に関わっていくことなどを、記載する必要があるのではないのでしょうか。

また、「いじめ重大事態」発生時のガイドラインに基づいた、具体的な対応手順に関するマニュアル、フロー図などの作成も検討する必要があるのではないのでしょうか。

以上